資料5-1

令和８年5月 18 日

寒川町自治基本条例の見直しに係る報告書

寒川町まちづくり推進会議
会　長　　藤　澤　輝　夫

第９期寒川町まちづくり推進会議において、寒川町自治基本条例の見直しについて調査、検討した事項について以下のとおり報告いたします。自治基本条例の整備がまちづくりの推進に寄与することを期待します。

1. 自治基本条例の概要について

寒川町自治基本条例は、町民と町が協働してまちづくりを進める指針であり、自治の基本理念を「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民の権利と責任及び町の役割を明確にし、町民主体の自治の実現を図ることを目的としています。

寒川町では、平成１８年に、持続可能な地域づくりの基盤として、この条例を制定し、誰もが「寒川に住んでよかった」と思える、活力ある豊かなまちづくりを目指しています。

2. 自治基本条例の見直しをする根拠について

自治基本条例の見直しは、町民がまちづくりに参画する実効性を高め、変化する地域課題に柔軟に対応するために不可欠です。同条例第 30 条では、町長が附属機関として寒川町まちづくり推進会議を設置し、住民参加による自治運営の推進を図ることを定め、同会議は条例の推進・改廃を含む事項を調査・協議して町長に報告・提言する役割を担うこととしています。また、第 31 条では、「町は、この条例が協働のまちづくりの推進にふさわしいものであるかどうか、について町民の意見の適切な反映のもと、必要に応じて見直すものとします」と定期的な見直しの必要性をうたっています。

3. 経緯と現状

自治基本条例制定以降、１８年が経過しますが、町では、今までに２回、本条例に係る見直しの協議を行っています。１回目は第５期（平成２８年７月～平成３０年６月）のまちづくり推進会議で、自治基本条例見直し委員会を設置し、住民投票条例の在り方について、検討しております。（様々な課題や考え方があり、引き続き検討課題となっております。）また、２回目については、第６期（平成 30 年７月～令和 2 年６月）推進会議にて、寒川町の最上位計画である総合計画について、町の最高法規である自治基本条例に位置づけることで、計画の継続

性と実行性を確保するものとして、条例改正（案）を提案し、議会で改正案が採択されました。

4. 自治基本条例の今期の見直しについて

近年、社会情勢は大きく変わり、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、自然災害の頻発化等、町民の生活にも大きな影響を及ぼす状況となっています。

このような状況の中で、本条例は今まで、部分的な見直しに的を絞り検討してきましたが、制定以来、全体的な見直しを行っていないことから、自治基本条例の内容が現在の社会情勢に適合しているか、確認が必要であるとの意見が多く出されたため、第 9 期では、各条文を確認しながら全体的な見直しを行いました。

また、自治基本条例は、町民と町の協働のまちづくりを目指す原点ともなる最高法規性を持つ条例であるため、町民の方に広く浸透させ、身近に感じてもらえるよう、継続して周知していく必要があります。そのような観点から、条例の見直しを行う際は、社会情勢に適合しているか、そして、町民に分かりやすい表記となっているかという点に注視し検討を行いました。

1.自治基本条例見直し内容について

（1）自治基本条例はどのような論点で、見直しが必要となるか、全体を通して次のような意見が出されました。

- 時代に沿った内容に見直すには、デジタル化や多様性、SDGｓ等の観点から検討する必要がある。

- 人と人とのつながりを通じて幸せを感じ、町民が誇りや愛着を持てる寒川町の実現に向けた「「高座」のこころ」を発信する内容を取り入れるべき。

- ダイバーシティ（※1）やインクルーシブ社会（※2）が尊重されるべき時代であるため、条例の中にもそのような概念を入れ込み、理解の広がりを求めていくことが必要である。そうすることで、障がいのある方や個性を活かした能力を発揮できる社会の仕組みづくりに繋げることができるのではないか。

- 町民に自治基本条例を浸透させ、身近なものに感じてもらうためには、簡単明瞭に誰でもわかるような内容にする必要がある。

・自治基本条例は、子供にもわかりやすい条例にしていく必要があり、小さなころから協働へのまちづくりについて、関心を持つ環境を整備することが大切である。

・中学生でもわかるよう、町民の視点を大事にして整理することが大切

・文言が抽象的過ぎて、一見まとまっているようには見えるが、あいまいで分かりにくくなってしまっている箇所がある。

・条例の構成図や概念図として記載されていると分かりやすいと思うので、図で分かりやすく工夫した記載が必要ではないか。

※1 ダイバーシティ：「多様性」を意味し、人種、年齢、国籍、宗教、価値観、障がいの有無等、様々な属性を持つ人々が組織や社会で共存している状態

※2 インクルーシブ社会：障がいの有無や性別、性的指向、人種等、様々な違いを認め合いお互いの人権と尊厳を尊重しながら生きていく社会。

（2）条例を１つ１つ確認することで、町民の立場で、分かりやすい条例とはどういうものか、条例の表記や逐条解説の内容等について協議しました。見直しが必要な意見が出たものについて、次のとおり、整理を行いました。

第１章　総則

（ア）用語の定義　第３条

（用語の定義）
第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
（1）　町民　次のいずれかに該当するもの
　ア　町内に住み、働き、又は学ぶ者
　イ　町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体
（2）　参画　町が実施する施策又は事業の計画策定、実施、評価等の各段階で町民が意見を述べ、その反映を図ること。
（3）　参加　町民が、町民又は町が実施するまちづくりに関する活動に加わること。
（4）　協働　町民と町がお互いに補完しあい、まちづくりにおいて

対等の立場で協力すること。 （5） まちづくり　町民が心豊かに暮らすための、町民と町の様々な活動 （6） 町　普通地方公共団体としての寒川町	
委員からの意見等	・町民の定義についての文言を詳細に記入する。町民の定義の部分については、逐条解説をみれば、外国籍の方も対象になるとわかるが、自治基本条例だけだと、そのような詳細な部分に言及されていない。 ・町民と住民についての違いについての説明がない。第24条第３項では、“住民投票に参加できる者は、町に住所を有する者～”と定義されている。この条例は、町民主体の条例となっているが、住民投票だけは、住民が対象とされており、特に外国籍の方についての整理が必要である。

（イ）まちづくりの指針　第５条

（まちづくりの指針） 第５条　前条の基本理念に基づき、次のとおりまちづくりの指針を定めます。 （1） 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり （2） 子育て環境の整ったまちづくり （3） 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり （4） 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり （5） 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり （6） 保健と福祉の充実したまちづくり （7） 産業が発展し活力のあるまちづくり （8） 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	
委員からの意見等	・まちづくりの指針として８つ記載されているが、昨今の住民意識やライフスタイルの多様化に備え、その他のものも指針に入れることができるよう、適切な文言を追加する。 ・第２号「子育て環境の整ったまちづくり」について、「安心して相談でき、機関も充実している」等の表記の追加や第８号「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」の文言に「互いに支えあい」などの表記を追加す

	ることで、町民に分かりやすい文面になるのではないか。

第２章　情報の共有

（ウ）情報を知る権利　第 13 条

（情報を知る権利） 第 13 条　町民は、町の保有する情報を知る権利を有します。	
委員からの意見等	・「町の保有する情報」のうち、「町政に関する」等の文言の追加を検討し、情報公開の範囲を定める必要がある。

（エ）子どものまちづくりへの参加　第 18 条

（子どものまちづくりへの参加） 第 18 条　町民と町は、子どもがそれぞれの年齢にふさわしい形で、まちづくりに積極的に参加できるよう努めます。	
委員からの意見等	・子どもにやさしいまちづくりを進めていくためには、住民がまちづくりにどのように参加するか、自治基本条例の意義をいかにして町民に根付かせていくか、今後検討が必要。 ・協働のまちづくりには、子どもも一緒に取組んでいくことが非常に重要。それぞれの年齢に合わせて、アプローチを検討することが大事。

第３章　まちづくりへの参加

（オ）事業者のまちづくりへの参加　第 19 条

（事業者のまちづくりへの参加） 第 19 条　町内で活動する企業その他の事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会との調和を図りつつまちづくりに参加するよう努めます。	
委員からの意見等	・「まちづくりに参加するよう努めます」との文言では、具体的にどのように参加するのかが分かりにくいため、具体的な表記を追記した方がよい。 ・事業者のまちづくりへの参画を促進することは、にぎわいのある、活性化した地域社会の創出につながるため、標記を効果手的な表現に変えるとよい。

第４章　町政への参画

（カ）審議会等の委員の公募　第 21 条

（審議会等の委員の公募） 第 21 条　町の執行機関は、審議会等の附属機関、協議会等の委員には、法令等の規定により公募に適さない場合その他の正当な理由がある場合を除き、町民の公募による委員を加えるよう努めなければなりません。 ２　前項の公募の委員の選定に当たっては、男女比、年齢構成等に配慮し、広く町民の意見が反映されるよう努めなければなりません。	
委員からの意見等	・公募委員の役割自体が、町民の方に理解されていないのではないか。公募委員の意見等が反映された分かりやすい事例があれば、町民にも、興味をもってもらえるのではないか。 ・公募委員という町民の枠をうまく利用して、寒川町をもっと知っていただく良い機会になるよう、周知を広めていくことが大事。

第５章　住民活動の育成支援

（キ）コミュニティ組織の充実　第 22 条

（コミュニティ組織の充実） 第 22 条　町民と町は、自治会等のコミュニティ組織の役割を尊重し、守り、育てるよう努めます。〃 ２　町民は、コミュニティ組織に自ら参加するよう努めます。 ３　町は、地域社会に根ざしたまちづくりを推進するため、コミュニティ組織に対して、情報の提供等の必要な支援を行うものとします。 ４　コミュニティ組織は、町民の融和に努めるとともに相互に連携してまちづくりに努めます。	
委員からの意見等	・コミュニティ組織とは、具体的にどのような組織を指すのか分かりにくい。 ・自治会の役割を町民に広めていけるよう、条文または逐条解説に説明があるといい。 ・自治会に加入する必要性を具体的に入れることで、町民への理解を促進させる。 ・災害の時には、地域の中心的な役割として、自治会がし

	っかり機能できるような表記を明記することが必要。 ・地域のつながりや寒川町に住んでいてよかったと思える文章を多く入れることで、町民の理解を促すことができるのではないか。

第６章　住民投票

（ク）住民投票　第 24 条

（住民投票） 第 24 条　町は、まちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意思を確認するために、住民投票を行うことができます。 ２　町は、前項の規定に基づいて住民投票を実施した場合には、その結果を尊重します。 ３　住民投票に参加できる者は、町に住所を有する者のうち満 18 歳以上の者とします。 ４　住民投票に関するその他の事項は、別に条例で定めます。	
委員からの意見等	・5 年ほど前から、ダイバーシティ等の影響により、在日外国人が増加しているにもかかわらず、外国人の方が住民投票に参画できないことが問題となっている。この点について、時代や公平性の観点から見直す必要があるのではないか。 ・「別に条例で定めます」とあるが、定められた条例がなく、個別型として、必要となった時に策定するというのでは、住民投票の対象案件や、詳細をいつ決めるのか不明確で、時間がかかることも懸念される。 ・住民投票の案件が出てきた時に、投票方法、対象者等を迅速かつ早急に決める必要があるため、網羅的な最低限のルールは、作っておく必要がある。 ・この条例を作る審議会を町の責務として設立し、議論を深めてほしい。法律の専門家や学識経験者、地方自治や憲法に詳しい方等で構成した専門的な審議会を立ち上げ、原案を作成することをまちづくり推進会議として提言していくことが必要。

第７章　国際交流及び自治体相互の連携

（ケ）国際化への対応　第 25 条

（国際化への対応） 第 25 条　町民と町は、外国籍の町民が共にいきいきと暮らし、協働のまちづくりに参加できるよう努めます。	
委員からの意見等	・外国籍の方に対し、日本語教育を充実させる必要があると感じる。 ・文化を超え、繋がりを持つべきという内容を入れるとよい。 ・近隣の自治体においても外国籍の方が増えてきているため、寒川町においても全体的な見直しが必要。 ・寒川町に住む外国人の増加に備え、寒川町はどういう対応をとるのか、きちんと考えておくべき。国により文化や考え方に大きな違いがあるので、難しい対応となることが想定されるため。 ・寒川町に住んでよかったと言ってもらえるようなまちづくりを行うことが大切。

（コ）広域行政　第 26 条

（広域行政） 第 26 条　町は、情報共有と相互理解に基づく広域的なまちづくりの推進と自治体相互の連携に努めます。	
委員からの意見等	・簡単に書き過ぎていて、分かりにくい。 ・単に近隣自治体との連携のみでなく、災害時も視野に入れた広域行政を検討すべき

第８章　組織運営

（サ）町の組織　第 27 条

（町の組織） 第 27 条　町は、常に町の組織を町民に分かりやすく、簡素で機能的なものとするよう努めます。 ２　町は、社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように、組織を見直します。	
委員からの意見等	・新たな部署を設置した際に、詳細な説明がないため、どのような理由で設置されたのか不明。 ・どのように公表するのかはっきり明示すべき

	・とても分かりにくい。大きな変化があった時には、町民に丁寧な説明を行う必要がある。 ・町の機構図をみても、どのような業務を担当する課なのかわからない。広報やホームページで、一見して各課の担当業務が分かるものを作成すべき。 ・町の組織が変わるたびに分かりにくさを感じる。各課の担当業務を示したものの作成が必要。

（シ）行政評価　第 28 条

（行政評価） 第 28 条　町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。	
委員からの意見等	・公正な行政評価では、外部評価を行う必要があるが、外部の評価団体・組織が設置されていない。 ・第２９条との関わりもあり、行政評価について総合計画審議会が評価を行っているが、内部評価とあまり変わらない。外部評価委員の設置を検討すべき。 ・いつ、どういう媒体で公表するのか明確にすべき

（ス）財政運営と公表　第 29 条

（財政運営と公表） 第 29 条　町長は、予算の編成及び執行においては、総合計画に則して行うとともに、その状況について、町民に定期的に分かりやすい方法で公表します。	
委員からの意見等	・公表は広報紙で年に 2 回行っているが、広報紙以外では公表をどのように行っているか。また、広報紙での公表内容を町民が「分かりやすい」と捉えているかどうかの確認が必要。 ・内容が難しいため、分かりやすくする工夫をした方が良い。 ・働いている町民は、議会のインターネット中継を見る時間がない人もいるため、周知方法について検討する必要がある。

第 10 章　条例の改正

（ソ）条例の改正　第 31 条

（条例の改正） 第 31 条　町は、この条例が協働のまちづくりの推進にふさわしいものであるかについて、町民の意見の適切な反映のもと、必要に応じて見直すものとします。	
委員からの意見等	・公正で適正な判断をするためには、外部の評価が必要ではないか ・どのように町民の意見を集約し、どのように反映させるのか、明確にする必要がある ・まちづくり推進会議以外にも町民の意見を反映する場があると読み取れるため、言い回しの見直しが必要 ・今期に限らず、今後の会議でも、定期的に見直すべきと感じた

３．まとめ

第９期まちづくり推進会議では、現在の自治基本条例が、社会情勢や住民のニーズに沿ったものであるか確認する必要があるとの観点から、全体的な見直しを図り、意見等を取りまとめましたので、報告いたします。

条例を見直すにあたり、町民が理解しやすい、分かりやすい条例への見直しの必要性について、多くの意見がありました。自治基本条例は、町民主体の自治を図ることを目的としているため、大人である町民はもちろん、子どものまちづくりへの参加も推進していることから、子どもにも分かりやすい自治基本条例を発信していくことが求められます。まちづくり推進会議としても、今回の見直し内容を踏まえ、今後、自治基本条例が子どもを含めた町民への継続的な普及と定着を推進していくことについて、行政とともに検討し、取組んでまいりたいと考えておりますことを申し添えます。